

水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要

[2009年]

I 制定のねらい

- 省庁縦割りの水管理を見直し、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保。
- 現状では細分化され目的が異なる森林、河川、海岸等に関連する各法律を、水循環という観点から、環境指向的な一つの法律として統合。

II とりまとめ案の概要

1 目的

- (1) 健全で持続可能な水循環型社会の形成について基本理念を定める。
- (2) 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする。
- (3) 水循環型社会の形成に関する統合的水管理施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (4) もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

2 基本理念（省略）

3 関係者の責務等・国の責務（省略）

4 基本方針、基本計画等

- (1) 国は、流域連合が策定する「流域別水循環計画」の前提となる基本方針を策定する。
- (2) 「流域連合」は、国の基本方針に基づき、流域別水循環計画を策定する。

5 基本的施策

- (1) 国は、下記の基本的施策に関する基本方針を示し、河川流域を構成する地方公共団体は、流域連合を結成し、流域別水循環計画に基づいてこれらの基本的施策を講じる。
 - ・流域治水対策の推進
 - ・水環境管理の適正化及び水循環系の再生と保全
 - ・第三者機関による公正な水環境監視
 - ・利水システムの合理化の促進
 - ・地下水の保全と利用の適正化の推進
 - ・河川と森林との統合管理の推進
 - ・農地の保全と活用
 - ・水道及び水循環保全施設の流域圏統合経営の推進
 - ・老朽化施設の更新と機能の向上並びに異常渇水や震災などに備える非常時対応
 - ・財政制度の見直し
 - ・科学技術の振興及び国際協調の推進

6 中央政府の行政組織及びその再編整備

- (1) 水循環庁の設置
 - ・水循環庁は、水循環社会の実現に向けて基本的施策の推進のための全ての事務を所掌する。
 - ・また、水循環に関わる現行の個別制度の全てを所管し、統合的水管理体制に移行する。
 - ・ただし、将来の道州制の導入も踏まえ、政策実施権限の多くを「流域連合」に委譲する。
- (2) 中央水循環審議会を設置
 - ・水循環政策の基本方針の審議、水循環政策の進捗状況等を調査審議する。

7 「流域連合」の設置等、地方公共団体の行政組織及びその再編整備

- (1) 河川流域を構成する地方公共団体(市町村と都道府県)は、河川流域の統合的管理主体(地方公共団体の連合組織)である流域連合を設置する。
- (2) 流域連合に関わる立法機関として予算、組織、人事などに関わる諸議案を議決し、流域水循環条例その他の諸規定を制定する流域連合議会を設ける。
- (3) 流域連合に諮問機関として流域水循環審議会を設ける。
- (4) 流域連合及び同議会の業務監理に当る組織として、流域連合監査機構を設ける。

8 流域住民との協働（省略）